特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 法の有効期限の延長

特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長し、平成三十六年六月三十日までとするこ

と。

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

(附則第二条関係)